

会 員 通 知 第 2 1 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 小 池 善 明

「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴う「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」等の一部改正について

本所は、「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」等の一部改正を行い、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏まえた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正に伴い、「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」等について、用語の変更をする見直しを行うものです。

以 上

「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴う「制度信用取引及び貸借銘柄  
の選定に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表……………	1
2. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表……………	2
3. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表……………	5
4. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表……………	7
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表……………	8
6. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表……………	20

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その発行者の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>非支配株主持分</u>を控除して得た額をいう。当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。)及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。)がいずれも負でない銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年4月1日から施行し、この改正規定施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その発行者の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>少数株主持分</u>を控除して得た額をいう。当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。)及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。)がいずれも負でない銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>14. の2 第9条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、a及びbに定めるところによる。</p> <p>a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）（以下「四半期財務諸表等規則」という。）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この（4）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に</p>	<p>14. の2 第9条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、a及びbに定めるところによる。</p> <p>a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）（以下「四半期財務諸表等規則」という。）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この（4）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に</p>

掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この（４）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第５４条の３第１項又は四半期財務諸表等規則第５３条第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第９５条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b (略)

(5)・(6) (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この（４）において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第５４条の３第１項又は四半期財務諸表等規則第５３条第１項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この（４）において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がＩＦＲＳ任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第９５条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b (略)

(5)・(6) (略)

2 この改正規則施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(4) (略)            (5) 純資産の額                a (略)                b 前a (a) に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>非支配株主持分</u>を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。                c～j (略)            (6)～(11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。            2 この改正規則施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「非支配株主持分」</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係            (1)～(4) (略)            (5) 純資産の額                a (略)                b 前a (a) に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>少数株主持分</u>を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。                c～j (略)            (6)～(11) (略)</p>

とあるのは「少数株主持分」とする。



上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別添1 類似会社比準価格の算定基準</p> <p>類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 類似会社比準価格算定式 (略)</p> <p>(1) 1株当たり純利益額及び純資産額について</p> <p>a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の<u>当期純利益額</u>に基づき算出する。</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 異常な特別損益等により<u>当期純利益額</u>を採用することが適当でない場合又は最近数年間における業績に大きな変動が認められるなど、第1号により難しい場合には、合理的な方法によることができる。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>別添1 類似会社比準価格の算定基準</p> <p>類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 類似会社比準価格算定式 (略)</p> <p>(1) 1株当たり純利益額及び純資産額について</p> <p>a 1株当たり純利益額は、損益計算書における直前事業年度の<u>税引後当期純利益額</u>に基づき算出する。</p> <p>b (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 異常な特別損益等により<u>税引後当期純利益額</u>を採用することが適当でない場合又は最近数年間における業績に大きな変動が認められるなど、第1号により難しい場合には、合理的な方法によることができる。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下2.(2)までにおいて同じ。）の増加額又は減少額が直前連結会計年度の<u>親会社株主に帰属する当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>の増加額又は減少額が直前連結会計年度の<u>親会社株主に帰属する当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ホ (略)</p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による<u>連結当期純利益</u>（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下2.(2)までにおいて同じ。）の増加額又は減少額が直前連結会計年度の<u>連結当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる<u>連結当期純利益</u>の増加額又は減少額が直前連結会計年度の<u>連結当期純利益金額</u>の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>ホ (略)</p>

c・d (略)

e 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること(上場会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)及び(i)を除く。))。

(a)～(c) (略)

(d) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(j) (略)

f 第1号mに掲げる場合

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

(b) (略)

g (略)

h 第1号oに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当するこ

c・d (略)

e 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること(上場会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)及び(i)を除く。))。

(a)～(c) (略)

(d) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(j) (略)

f 第1号mに掲げる場合

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

(b) (略)

g (略)

h 第1号oに掲げる事項

次の掲げるもののいずれにも該当するこ

と。

(a)・(b) (略)

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること

(d) (略)

I (略)

j 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k・l (略)

(1)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前1(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下2(2)までにおいて同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この1.(1)の2において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2.(2)までにおいて同じ。）の売上高」と

と。

(a)・(b) (略)

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること

(d) (略)

I (略)

j 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k・l (略)

(1)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前1(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下2(2)までにおいて同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この1.(1)の2において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2.(2)までにおいて同じ。）の売上高」と

あるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2(1)において同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

b 第2号dに掲げる事実

(a) (略)

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)この場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場

あるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2(1)において同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に応じ当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

b 第2号dに掲げる事実

(a) (略)

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)この場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場

合であって、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ (略)

二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の330に相当する額未満であると見込まれること。

ホ (略)

c 第2号eに掲げる事実

(a) (略)

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

d (略)

e 第2号kに掲げる事実

合であって、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ (略)

二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の330に相当する額未満であると見込まれること。

ホ (略)

c 第2号eに掲げる事実

(a) (略)

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

二 (略)

d (略)

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

f (略)

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

h (略)

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること

(2)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前1.(2)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

f (略)

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) (略)

h (略)

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) (略)

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること

(2)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前1.(2)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控

除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この1.(2)の2において同じ。)と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(3)～(5) (略)

第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

除しきれない金額はないものとする。)をいう。以下この1.(2)の2において同じ。)と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(3)～(5) (略)

第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第1号bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。



こと。

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該分割による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の300に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 第1号eに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e・f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること(子会社が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の300に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 第1号eに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e・f (略)

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること(子会社が孫会社取得(上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。

以下同じ。)を行う場合以外の場合にあつては、(h)を除く。)

(a)～(c) (略)

(d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(h) (略)

h 第1号Iに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) (略)

i (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると

以下同じ。)を行う場合以外の場合にあつては、(h)を除く。)

(a)～(c) (略)

(d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(h) (略)

h 第1号Iに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) (略)

i (略)

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

見込まれること。

k (略)

l 第1号oに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

m (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号bに掲げる事実

(a) (略)

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判

k (略)

l 第1号oに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)～(c) (略)

(d) 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

m (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

b 第2号bに掲げる事実

(a) (略)

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判

によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ (略)

二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) (略)

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること

によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ～ハ (略)

二 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) (略)

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d (略)

e 第2号hに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること

(a)・(b) (略)

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

f (略)

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則施行の前日に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」とする。

(a)・(b) (略)

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

f (略)

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a)・(b) (略)

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係            (1)～(4) (略)            (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>非支配株主持分</u>を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係            (1)～(4) (略)            (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び<u>少数株主持分</u>を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意</p>

意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。

b～f (略)

(5) の2～(17) (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則施行の前日に開始した連結会計年度に係るものについては「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」とする。

適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。

b～f (略)

(5) の2～(17) (略)